



交通遺児世帯の登録申請のご案内

小田原市社会福祉協議会・神奈川県社会福祉協議会では、市内の交通遺児世帯に対し、次のような支援を行っています。交通遺児世帯の登録がお済みでないかたは、ご連絡ください。

【支援の対象】

○交通事故により、20歳未満の子の父または母が死亡され、交通遺児世帯として登録された世帯
※自動車事故のほか、列車・電車・船舶・航空機等、交通機関の運行上の事故も含みます。

【支援の内容】

○見舞金や激励金などの贈呈 …小田原市社会福祉協議会・神奈川県社会福祉協議会

(単位：円)

種類	対象	小田原市社会福祉協議会から	神奈川県社会福祉協議会から	合計支給金額
支度金・ 激励金	小学校入学時	50,000	50,000	100,000
	中学校入学時	50,000	50,000	100,000
	中学校卒業時	50,000	50,000	100,000
	高等学校卒業時	50,000	50,000	100,000
	満年齢が6歳に満たない 未就学遺児を扶養する世帯	15,000	—	15,000
	小学校1～5学年 中学校1・2学年 高等学校1・2学年 の各学年の課程の修了時	15,000	—	15,000
支給品	支度金・激励金対象者 相当	10,000 相当	—	10,000 相当
見舞金	交通遺児世帯登録時	100,000	100,000	200,000

※金額は平成28年度の予定で、変更になる場合があります。

○交通遺児世帯を対象にした交流事業の実施（コンサートや親子交流会へのご案内等）

…神奈川県社会福祉協議会

【手続きの方法】

申請書に必要事項をご記入の上、小田原市社会福祉協議会まで提出してください。

なお、申請には、事故証明書等が必要になります。

※申請された個人情報、標記事業以外に使用しません。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会

小田原市久野 115-2 おだわら総合医療福祉会館内

☎0465-35-4000（受付時間：土・日・祝日を除く平日の8：30～17：15）